



平成 2 7 年 度

理 事 会 ・ 総 会

平成 2 7 年 7 月 1 0 日 (金)

小金井 宮地楽器ホール (小金井市)

世界連邦宣言自治体全国協議会

世界連邦宣言自治体全国協議会
理事会・平成27年度総会

- 1 期日 平成27年7月10日（金）
- 2 場所 小金井 宮地楽器ホール（東京都小金井市） 1階 小ホール
- 3 日程 （13：00 理事会受付）
13：30 理事会
（14：00 総会受付）
14：30 総会
15：30 研修会

総 会 次 第

- 1 あいさつ
会長（綾部市長）
開催地市長（小金井市長）
- 2 祝辞・メッセージ
世界連邦推進日本協議会会長
世界連邦日本国会委員会会長
- 3 議事
第1号議案 平成26年度事業報告
第2号議案 平成26年度収支決算報告及び会計監査報告
第3号議案 平成27年度事業計画（案）
第4号議案 平成27年度収支予算（案）
第5号議案 役員改選（案）
その他 報告、意見交換等

研 修 会

講師：上村 司・外務省中東アフリカ局長
演題「中東情勢から見る世界平和」

第1号議案

平成26年度事業報告

1 情報・資料の提供

当協議会の活動など紹介する自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、世界連邦運動協会発行の機関誌『Newsletter』と併せ加盟自治体に配布するなどして情報提供に努めた。

2 啓発リーフレットの配布

平成24年度作製のリーフレットに適宜改訂を加えながら加盟自治体や関係団体等に配布するなどし、世界連邦思想や自治体宣言の意義、協議会活動の啓発に役立てた。

3 ホームページの管理運営

世界連邦の理念や協議会の概要、世界連邦運動の歴史、現在の活動状況を紹介し、自治体協新聞や関係資料・情報も随時掲載。また加盟自治体や世界連邦運動協会、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会のホームページにリンクさせている。

4 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体が実施する世界連邦・平和関係事業に世界連邦推進事業基金から資金提供する交付金制度を、羽村市の「世界連邦推進 広島平和啓発施設見学会」に適用した。

5 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

・募金自治体数 151自治体

・募金総額 6,675,941円

募金は国連UNHCRと日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

6 イスラエル・パレスチナに停戦呼びかけ

夏のガザ情勢悪化に際し中東和平を推進する立場から会長名で、駐日イスラエル大使館とパレスチナ常駐総代表部の双方に、武力によらず対話による平和的な解決に努めるよう訴えた。

7 会議の開催等

理事会及び総会：開催直前に現地で土砂災害が発生し中止。

(計画) 日程 平成26年8月29日(金)
場所 広島国際会議場(広島市)
内容 ①前年度事業報告・決算・監査報告
②当年度事業計画・予算案
③研修会 平和記念資料館見学
被爆体験講話聴講 等

8 関係団体との連携促進

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

○世界連邦フォーラム2014 in 東京(世界連邦運動協会など主催)の案内

9月23日 日比谷図書文化館

講演: 科学者が語る世界連邦(前野隆司・慶應義塾大学SDM研究科委員長)

哲学者が語る世界連邦(小林正弥・千葉大学教授)

鼎談: 世界連邦が21世紀の今、なぜ必要なのか

(前野、小林、木戸寛孝・世界連邦運動協会常務理事)

9 各種事業の後援

世界連邦思想の普及を目的に、世界連邦運動協会主催の「第43回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」を後援した。

応募総数 ポスター 1,886点(113校)

作文 770点(59校)

【各自治体の活動状況】

成田市(千葉県)

▽折り鶴平和プロジェクト=6月5日~8月1日

▽広島・長崎被爆写真展=7月25日~8月6日、8月7日~15日

▽折り鶴平和使節団派遣事業(中学生11人が長崎平和祈念式典に参列)=8月7日~9日、10月19日(報告会)

▽平和映画会=6月25日、8月30日、11月15日~16日、19日、21日(うち3回は戦争体験講話会を併せて実施)

▽視察研修=11月15日「小学校平和祈念講話と映画会」、1月26日「予科練平和記念館・雄翔館」

▽自治体職員1人100円募金=2月

渋谷区(東京都)

▽黙とうの呼びかけ=8月6日、9日(原爆死没者の慰霊並びに平和祈念)、8月15日(全国戦没者追悼式)、3月10日(東京都平和の日)

▽平和を考えるつどい(講演会)=2月5日

▽自治体職員1人100円募金=2月12日~21日

▽平和祈念事業「東京空襲写真パネル展」=3月2日~9日

豊島区（東京都）

- ▽憲法週間パネル展（非核平和や核実験抗議、城北大空襲）＝4月22日～5月10日
- ▽原爆被災パネル展（広島、長崎の原爆被害）＝8月1日～15日
- ▽平和祈念の黙とう（広報掲載、庁内放送による呼びかけ）＝8月6日、15日、3月10日（8月9日＝閉庁日につき実施なし）
- ▽長崎原爆資料館所蔵品・パネル－原爆被災展－＝9月1日～12日

八王子市（東京都）

- ▽平和展（八王子空襲の写真パネル・戦災資料展示、原爆パネル展示、世界の児童労働の状況パネル展示、平和クイズラリー、語り部・朗読劇・紙芝居、市内小中学生による「平和」の絵展示）＝7月31日～8月4日、平和講演会＝8月3日

武蔵野市（東京都）

- ▽憲法月間行事（書道・絵手紙の募集・表彰・展示、対談・映画上映）＝5月17日
- ▽夏季平和事業「戦争も核もない世界を武蔵野から」（写真パネル展、詩の朗読・紙芝居・アニメ上映、講演会・映画上映、戦争関連資料展示、平和啓発DVD）＝8月1日～29日
- ▽平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」（武蔵野空襲パネル展、横断幕掲出、ミニミニ空襲パネル展、中央図書館ミニトピックス設置、平和の集い・講演会等・親子で武蔵野の戦争遺跡巡り）＝11月4日～28日
- ▽平和・憲法手帳の作成（A6判・本文80ページ、1,000部）
- ▽平和事業実行委員会の開催

三鷹市（東京都）

- ▽憲法を記念する市民のつどい（講演、中学生による憲法前文等朗読、市民団体等による展示コーナーなど）＝5月17日
- ▽平和のつどい（平和展＝国際人道支援活動パネル、平和アニメ上映会、追悼式典）＝8月8日～15日
- ▽市民憲法講座＝11月30日、1月31日、3月7日
- ▽地球市民講座（講演）＝12月19日
- ▽戦跡を訪ねるフィールドワーク講座（市内の戦跡に関する講座・フィールドワーク）＝3月1日
- ▽東京空襲資料展（パネル・資料展示）＝3月4日～11日
- ▽平和カレンダー（市内小学生から募集の「平和の絵」と市民からの「平和のメッセージ」により作成・配布、作品展示）
- ▽戦争体験談の継承事業（映像収録し一部を市のホームページで公開）
- ▽CAPワークショップ（子どもが暴力から自分を守るためのプログラムのワークショップを一般市民向け、小学校で実施）

青梅市（東京都）

- ▽原爆展「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」＝8月4日～15日
- ▽黙とうの呼びかけ＝8月6日、9日（広島・長崎原爆の日）、8月15日（終戦記念日）、3月10日（東京都平和の日）

- ▽原爆アニメ・記録上映会＝8月12日・15日
- ▽親子バスバイク＝11月9日 埼玉ピースミュージアム・丸木美術館ほか
- ▽平和写真展「藤原紀香平和写真展」＝12月13日～25日
- ▽平和の集い「藤原紀香平和講演会～今の自分にできること～」(世界連邦運動協会青梅支部と共催)＝12月14日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月6日～20日
- ▽東京の空襲資料展＝3月2日～13日
- ▽原爆パネルの貸出(市で所有する原爆に関するパネルの小中学校への貸出を行った)

小金井市(東京都)

- ▽原爆写真パネル展＝7月22日～8月1日、8月5日～10日
- ▽平和行事参加の旅＝8月5日～6日
- ▽非核平和映画会＝8月7日
- ▽平和講演会＝8月24日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月17日～27日
- ▽小金井平和の日制定記念式典＝3月7日

福生市(東京都)

- ▽平和のための戦争資料展＝6月28日～8月31日
- ▽平和講座「戦争絵画とその時代」(公民館主催)＝見学会8月16日、学習会9月13日
- ▽「平和のつどい」(講演会、演奏)＝8月17日
- ▽黙とうの呼びかけ＝8月15日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月23日～3月13日

羽村市(東京都)

- ▽平和の企画展(写真パネル・実物資料・図書資料の展示、DVD上映、戦争体験語り・朗読、広島平和啓発施設見学会報告会)＝8月8日～15日
- ▽東京空襲資料展(写真パネル、羽村市郷土博物館資料、青梅市郷土博物館資料)＝3月2日～13日
- ▽平和の黙祷＝8月15日(終戦記念日)、3月10日(東京都平和の日)
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月20日～3月6日
- ▽世界連邦宣言自治体東京都区市町村連絡協議会による情報交換等(構成14自治体)
- ▽広島平和啓発施設見学会(ヒロシマ青少年平和の集いへの参加、広島平和記念式典への参列、宇品波止場公園見学、被爆体験談の広聴、広島平和記念資料館・慰霊碑等見学)＝8月5日～7日 【世界連邦推進事業交付金事業】
- ▽戦後70周年記念誌の原稿募集(平和を願う作文集＝仮称＝の平成27年度発行に向けて寄稿者を募集)＝8月1日～3月31日

瑞穂町(東京都)

- ▽黙とう＝8月15日、3月10日(東京都平和の日)

- ▽戦没者慰霊祭平和パネル展（戦中・戦争直後の写真を展示）＝11月6日
- ▽平和のメッセージ（町民から募集）＝12月1日～1月23日、表彰式3月6日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月20日～27日
- ▽平和のパネル展（東京大空襲など戦中・戦争直後の写真や戦災品）＝2月26日～3月18日
- ▽アンネのバラの管理・啓発（平成18年に広島県ホロコースト記念館から譲り受け）＝通年
- ▽被爆桜・被爆柿の木二世等の管理・啓発＝通年

焼津市（静岡県）

- ▽第30回第五福竜丸事件6.30市民集会＝6月30日
- ▽中学生平和使節団派遣（長崎市・生徒12人参加）＝8月8日～9日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月19日～3月13日

福知山市（京都府）

- ▽親子記者事業参加者の広報（報道資料提供、広報紙掲載）＝4月
- ▽原水爆禁止国民平和大行進への対応（市長メッセージ・要望書回答・ペナント手渡し・懇談会）＝7月8日
- ▽ミニミニ原爆展（広島・長崎の被災写真、平和首長会議ポスター、「長崎平和学習の旅」の成果物など展示、「核兵器全面禁止のアピール」国際署名呼びかけ）＝7月18日～8月18日
- ▽広島平和行動（事前・現地・事後の学習で意識を高める）＝8月5日～7日
- ▽長崎平和学習の旅（高校生が長崎の平和事業や平和学習に参加し、平和や人権の尊さを学ぶ）＝8月8日～10日
- ▽沖縄人権文化体験研修（高校生が沖縄において戦争の悲惨さと平和の尊さ、沖縄の歴史や文化について学ぶ）＝12月24日～26日
- ▽被爆ピアノコンサート（沢田知可子さんら招き平和や命の大切さを啓発）＝12月11日
- ▽広報ふくちやま（広報紙に上記活動の報告記事を掲載）＝11月20日発行
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月25日～3月13日
- ▽核実験に対する抗議（核実験を行った国に対し抗議文の送付など）＝通年

舞鶴市（京都府）

- ▽引揚の史実に関する資料の世界記憶遺産登録に向けた取り組み、引揚関連事業＝通年
- ▽引揚記念館学芸員による出張講座＝通年
- ▽弾道ミサイル発射実験・核実験に対する抗議文の送付＝通年
- ▽広島原爆投下日投下時間の黙とう＝8月6日
- ▽長崎原爆投下日投下時間の黙とう＝8月9日
- ▽終戦記念日正午の黙とう＝8月15日
- ▽浮島丸殉難68周年追悼集会＝8月24日

▽戦没者追悼式＝10月25日

▽引揚の史実に関する資料の特別展示（東京タワー）＝12月6日～14日

綾部市（京都府）

▽世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール作品募集＝7～9月

▽原爆ポスター展（平和首長会議提供のポスター展示、「核兵器禁止条約」要請署名）＝8月4日～11日

▽広島・長崎原爆の日、終戦の日に黙とう呼び掛け（FM放送等）

▽綾部市民平和祈願の集い（世界連邦旗等掲揚、平和の鐘に合わせ黙とう、合唱等）＝8月15日

▽世界連邦フォーラム2014 in 東京に参加＝9月23日

▽「平和と環境の日」記念・地球市民の集い（前述コンクールの優秀作品表彰・展示、自主制作映画上映等）＝11月1日

▽視察研修（立命館大学国際平和ミュージアム＝京都市、綾部世界連邦運動協会主催）＝11月15日

▽イスラエル・パレスチナ紛争遺族会議長の話を聴く会＝12月19日

▽自治体職員1人100円募金＝1～3月

▽市民学習会（立命館大学国際関係学部の君島東彦教授を招き「世界連邦運動の21世紀的かたち」と題して講演。綾部世界連邦運動協会主催）＝2月21日

▽啓発リーフレット作製・配布（A4判三つ折り、1,000部）＝3月（綾部世界連邦運動協会編）

▽高校に世界連邦・平和関連の授業依頼＝3月

宇治市（京都府）

▽小・中学生平和訪問団長崎派遣（原爆資料館の見学、平和公園で千羽鶴奉納、平和祈念式への参列等）＝8月8日～9日

▽「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」（上記訪問団員代表による報告、映画上映、写真パネル・「平和の絵」展示、平和図書の読み聞かせ、戦争遺品展など）＝8月21日

▽平和の絵の募集・展示（小・中学生から募集し写真展で展示、平和訪問団感想文集の表紙起用など）＝6月2日～7月31日募集、下記写真展で展示

▽平和写真展（原爆投下時の長崎の様子を写した写真パネルと上記「平和の絵」の展示）＝8月8日～15日

▽平和図書展（平和に関する本を展示・貸出）＝8月1日～24日

▽第52回宇治市民平和祈念集会（平和の像への献花、「核兵器廃絶平和都市宣言」朗読、黙祷）＝8月15日

▽平和ロビーコンサート（市役所市民交流ロビーでピアノコンサート、約250人来場）＝8月15日

▽小・中学生平和訪問団長崎派遣の感想文集発行（350部。市内小・中学校、図書館、公民館、希望者等に配布）

▽平和図書・関連書籍の購入・寄贈（市立全小・中学校、市中央図書館に）

▽平和啓発DVD等の貸出

亀岡市（京都府）

▽平和のコスモス園事業（コスモスを平和のシンボルとして亀岡市の中学生が農地などに種をまき平和をPR）＝7月上旬種まき～9月上旬開花

▽“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅（小学生親子らが被爆体験談を受講、折鶴を原爆の子の像に捧げる）＝7月27日～28日

▽平和祈念式典（毎年開催の「平和祭」行事の中心的行事として平和台公園平和塔前で挙る）＝8月7日

▽ヒューマンフェスタにおける平和のパネル展示（平和の取り組みコーナーを設けて平和関連事業等を紹介）＝11月16日

▽亀岡の平和の歌「うつくしもの」を通した平和の発信（平和活動を行う団体へのCD提供、音楽活動等の後援）＝随時

▽戦争平和展の開催（文化資料館で戦争に関わる資料や遺品の実物展示、写真パネル展示）＝8月1日～31日

▽平和の灯パレードと保津川花火大会（亀岡「平和祭」事業の一環として平和祈念式典で太陽光から採火した「平和のともしび」を平和の灯パレードを経て花火大会の打ち上げの種火として使用）＝8月7日

岡山県

▽世界連邦岡山県協議会県大会（県内世界連邦関係4団体と連携、青少年海外協力隊員経験者による講演会）＝7月

▽世界連邦岡山県協議会児童生徒ポスター・作文コンクール（入賞作品等の展示・表彰、4団体連携）＝11月

▽自治体職員1人100円募金＝1～3月

第 2 号議案

平成 2 6 年度収支決算報告

(自) 平成 2 6 年 4 月 1 日

(至) 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

収 入 総 額 1, 7 4 4, 5 1 4 円

支 出 総 額 1, 5 8 3, 8 2 6 円

差 引 1 6 0, 6 8 8 円

差引残額は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長 山 崎 善 也

平成26年度収支決算内訳

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	881,000	818,000	△ 63,000	2県 42市区 14町 計58自治体
繰越金	109,566	109,566	0	前年度から
繰入金	800,000	814,879	14,879	世界連邦推進事業基金から
雑収入	434	2,069	1,635	預金利子 絵本頒布
合計	1,791,000	1,744,514	△ 46,486	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	20,000	13,491	△ 6,509	事務用品等
通信費	50,000	22,576	△ 27,424	郵便料等
事業費	800,000	814,879	14,879	世界連邦推進事業交付金 募金事務経費
会議費	100,000	38,982	△ 61,018	総会準備等関係経費
旅費・交通費	240,000	75,840	△ 164,160	事務局旅費 (日本協議会等)
情宣費	550,000	318,058	△ 231,942	自治体協新聞作成発行 世界連邦Newsletter広告 ホームページ管理 啓発リーフレット増刷・配布
負担金	20,000	0	△ 20,000	
積立金	10,000	300,000	290,000	世界連邦推進事業基金に
予備費	1,000	0	△ 1,000	
合計	1,791,000	1,583,826	△ 207,174	

差引 160,688

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末高
5,891,353	1,184,139	814,879	6,260,613

当年度積立 883,395 世界平和・難民救済募金から
300,000 本会計から
744 預金利息
当年度取崩 314,879 世界平和・難民救済募金の事務経費に充当
500,000 世界連邦推進事業交付金に充当

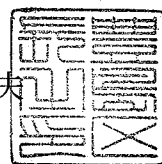
監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

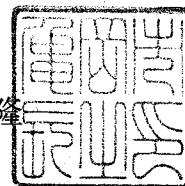
平成27年 6 月 12 日

監事 豊島区長 高 野 之 夫



平成27年 6 月 18 日

監事 亀岡市長 栗 山 正 隆



「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」
平成26年度収支決算書

収入	募 金 総 額	6, 6 7 5, 9 4 1円
	前年度繰越金	2 4 3, 8 2 4円
	合 計	6, 9 1 9, 7 6 5円
支出	払込手数料（募金）	3 6, 0 3 0円
	” （寄託）	3 4 0円
	合 計	3 6, 3 7 0円
差引		6, 8 8 3, 3 9 5円

寄託・積立		
	国連UNHCR協会	3, 0 0 0, 0 0 0円
	日本ユニセフ協会	3, 0 0 0, 0 0 0円
	世界連邦推進事業基金	8 8 3, 3 9 5円
	合 計	6, 8 8 3, 3 9 5円

世界平和・難民救済募金（平成26年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額
北海道	稚内市	84,273	静岡県	南箕輪村	14,212		岡山市	63,679
	倶知安町	13,644		宮田村	15,551		倉敷市	157,184
	上富良野町	900		野沢温泉村	5,000		津山市	42,889
	新得町	11,600		焼津市	83,206		笠岡市	65,554
	釧路町	14,396		藤枝市	117,620		高梁市	31,838
	別海町	32,531		伊豆の国市	31,548		新見市	62,000
岩手県	宮古市	56,281	愛知県	扶桑町	21,371		備前市	50,600
	釜石市	11,862		設楽町	300		矢掛町	7,800
宮城県	宮城県	2,650	三重県	三重県	500	広島県	広島市	258,565
	利府町	24,431		松阪市	126,310		大竹市	25,253
秋田県	大仙市	3,000		熊野市	26,309		府中町	36,670
	にかほ市	17,551		多気町	13,700	徳島県	小松島市	15,226
山形県	天童市	48,239	滋賀県	大津市	103,464		三好市	26,790
福島県	桑折町	12,533		彦根市	70,194		東みよし町	11,318
茨城県	水戸市	21,293		近江八幡市	9,500	香川県	丸亀市	95,554
	北茨城市	29,306		高島市	53,685		松山市	202,801
	那珂市	50,899		甲良町	15,318	愛媛県	八幡浜市	34,200
	城里町	16,154	京都府	京都府	233,330		宇和島市	140,903
栃木県	栃木県	1,000		福知山市	76,948		新居浜市	79,500
	笠間市	1,100		綾部市	38,000		四国中央市	80,137
群馬県	群馬県	1,310		宇治市	78,332	福岡県	直方市	7,862
	伊勢崎市	4,600		宮津市	16,106	佐賀県	鹿島市	22,169
埼玉県	川越市	52,363		亀岡市	72,783	長崎県	長崎県	1,600
	桶川市	42,150		向日市	22,300		諫早市	56,604
千葉県	成田市	119,600		八幡市	64,704		五島市	61,139
	千代田区	104,300		京丹後市	91,813		西海市	23,803
東京都	文京区	122,460		南丹市	21,821		時津町	11,329
	渋谷区	136,263		木津川市	47,144		佐々町	8,988
	豊島区	72,244		大山崎町	500	熊本県	上天草市	40,210
	武蔵野市	67,398		久御山町	23,958		合志市	31,156
	青梅市	65,198		京丹波町	6,175		錦町	10,300
	調布市	45,529		与謝野町	16,362	大分県	日出町	18,678
	小金井市	45,406	兵庫県	兵庫県	333,758		九重町	14,900
	福生市	42,500		洲本市	34,918	宮崎県	日向市	42,018
	羽村市	33,480		丹波市	67,292		串間市	27,600
	瑞穂町	22,175		朝来市	41,815		えびの市	31,070
神奈川県	湯河原町	20,700		多可町	2,800		高千穂町	29,856
新潟県	魚沼市	6,687	奈良県	桜井市	15,289		日之影町	11,428
	津南町	27,818		五條市	55,666	鹿児島県	鹿児島県	1,310
	関川村	9,000		三宅町	3,967		出水市	44,971
富山県	南砺市	1,027	和歌山県	橋本市	54,638		垂水市	25,697
	射水市	10,378		有田市	41,500		南九州市	3,500
	上市町	11,224		田辺市	30,000		奄美市	51,946
石川県	輪島市	31,497		かつらぎ町	16,338		南大隅町	11,934
福井県	勝山市	25,123		日高川町	23,353		中種子町	14,132
	越前市	15,116		みなべ町	2,200		屋久島町	11,566
山梨県	富士吉田市	36,874	鳥取県	三朝町	2,500	沖縄県	喜界町	17,540
	韭崎町	7,078		大山町	25,340		石垣市	53,100
長野県	小諸市	40,836	島根県	島根県	1,400		南城市	26,900
	上松町	6,224		隠岐の島町	19,553			
	南木曽町	6,218	岡山県	岡山県	497,364			

151自治体 計 6,675,941

第 3 号議案

平成 27 年度事業計画（案）

日本における世界連邦運動は尾崎行雄、湯川秀樹ら多くの先人の英知と不断の努力により全国で展開され歴史を刻んできた。

世界は東西冷戦の終結後も、民族紛争や地域間紛争が多発し、また戦争やテロの脅威と緊張も去らず、多くの犠牲者や難民が発生するという憂慮すべき状況に及んでいる。“平和の世紀”と期待される 21 世紀において、核兵器廃絶の願いはなおかなえられず、安全保障を巡っても微妙な局面を迎えているうえ、地球環境問題も深刻化するなど、新たな世界秩序の必要性和実現への期待は一段と高まっているといえよう。

2015（平成 27）年は、わが国にとって戦後 70 年・被爆 70 年であり、また「世界連邦実現への道の探究」が盛り込まれた国会決議から 10 年を迎える。

この節目に当たり、世界連邦宣言を行った全国の自治体でつくる当協議会は、加盟団体の団結と連携により世界平和の確立と地球環境保全のために一層積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

- (1) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、発行する。
- (2) 世界連邦の思想や運動、宣言自治体全国協議会の周知を図るため、リーフレットを活用するなどして PR に努める。
- (3) ホームページの運用により情報の発信に努める。
- (4) 世界連邦推進事業交付金を活用した取り組み等を通じて世界連邦思想・運動の普及を図る。
- (5) 世界連邦運動の情報提供のため世界連邦運動協会が発行する『世界連邦 Newsletter』を購入、配布する。
- (6) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を推進する。

2 当協議会の活性化

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を活用し、加盟自治体が行う世界連邦・平和関連事業の活性化に役立てる。

平成 27 年度は、武蔵野市が中高生を長崎へ派遣する「世界連邦宣言 55 周年記念 青少年平和交流派遣事業」の支援に充てる。

- (2) 協議会のホームページやリーフレットを活用し、世界連邦思想の普及と協議会活動の PR を図るとともに、他の平和関係団体との連携を進める。
- (3) 当協議会の組織拡大に向け、未宣言自治体の世界連邦宣言および当協議会未加盟宣言自治体の加盟を呼び掛ける。

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会へ寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取り組み等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。なお寄託先は従来の機関以外にも、募金の趣旨に沿って有効に活用される機関・団体等について検討する。

4 中東和平の推進

世界平和への寄与に向けた中東和平プロジェクトについて、当協議会への加盟・未加盟を問わず自治体等に取り組みを呼び掛ける。

5 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

(1) 世界連邦日本国会委員会との懇談

7月9日(木)午後4時～5時、衆議院第二議員会館

同委員会所属議員と情報・意見交換

(2) 世界連邦日本大会への参画・参加促進

2年ぶりに開かれる同大会の主催者の一員として参画するとともに、加盟自治体はじめ関係機関・団体等の参加促進を図る。

(開催要項 別掲)

第32回世界連邦日本大会（世界連邦日本大会2015 in 綾部）

趣 旨 2015（平成27）年は戦後70年・被爆70年、また綾部市が日本初の世界連邦都市宣言を行って65周年、世界連邦実現への道の探究が盛り込まれた国会決議から10年を迎える。これを記念して第32回世界連邦日本大会を開催し、全国に先駆けて平和宣言を行った綾部から新たなメッセージを内外へ発信する。

主 催 世界連邦推進日本協議会（海部俊樹会長）
【構成】世界連邦運動協会、世界連邦日本国会委員会、世界連邦宣言自治体全国協議会、世界連邦日本宗教委員会、世界連邦日本仏教徒協議会、世界連邦文化教育推進協議会

後 援 外務省、文部科学省、京都府、京都府教育委員会
朝日新聞社、産経新聞社、毎日新聞社、読売新聞京都総局
京都新聞、NHK京都放送局、あやべ市民新聞社 （以上、申請中）

協 賛 エフエムあやべ（FMいかる）

企画・運営 世界連邦日本大会2015 in 綾部実行委員会（山崎善也委員長）
【構成】綾部市、綾部市議会、綾部市教育委員会、綾部市自治会連合会、綾部市市民憲章推進協議会、綾部青年会議所、綾部世界連邦運動協会

期 日 2015（平成27）年10月31日（土）13:30～16:30＝予定
会 場 京都府中丹文化会館（綾部市里町） ※入場無料

大会テーマ 『いま、一つの世界を』

プログラム

- (1) オープニング 歌と太鼓（上林小・中一貫校）
- (2) 開会行事 主催者・来賓あいさつ、メッセージ披露等
- (3) 表彰 世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール
- (4) プレゼンス 世界連邦宣言都市・綾部の歩み（実行委員長＝綾部市長）
- (5) 記念講演 講師：中沢新一・明治大学野生の科学研究所所長
演題「多数の世界、一つの世界」
- (6) 平和の祈り 詩の朗読、祈りの言葉
- (7) 閉会行事 大会宣言・閉会あいさつ等

中沢 新一氏（なかざわ・しんいち）1950年、山梨県生まれ。東京大学大学院人文科学研究科博士課程満期退学。宗教、哲学、芸術から科学まであらゆる領域に思考を展開する思想家、人類学者。著書に『チベットのモーツァルト』『カイエ・ソバージュ（全5巻）』『アースダイバー』ほか多数。綾部出身の哲学者、波多野一郎との共著に『イカの哲学』。近著に『日本文学の大地』がある。

中東和平プロジェクトについて

1 趣旨

イスラエルとパレスチナの紛争等で肉親を亡くし心に傷を負った子どもたちを日本に招き、様々な交流をすることで、お互いを理解し平和の大切さへの認識を深めてもらう。

世界の混乱・紛争の起源の多くが中東にあり、この地域の和平実現こそが世界の恒久平和への最も近道であるとの認識の下、紛争と混迷が続く中東地域の1日も早い和平実現を願い「中東の和平は世界の平和に通じる」という理念に基づいて実施される事業の財政支援を行う。

2 経費（一部）

世界連邦宣言自治体全国協議会が実施主体に交付金（限度額500万円）

（財源は、同協議会が全国の自治体に呼び掛けて実施する「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」から、その一部を充てる。）

3 実施主体（交付対象）

趣旨に賛同する協議会加盟自治体 ⇒ 未加盟自治体も対象に（H22改正）

（当該自治体の首長が代表を務める実行委員会等も含む）

4 経過

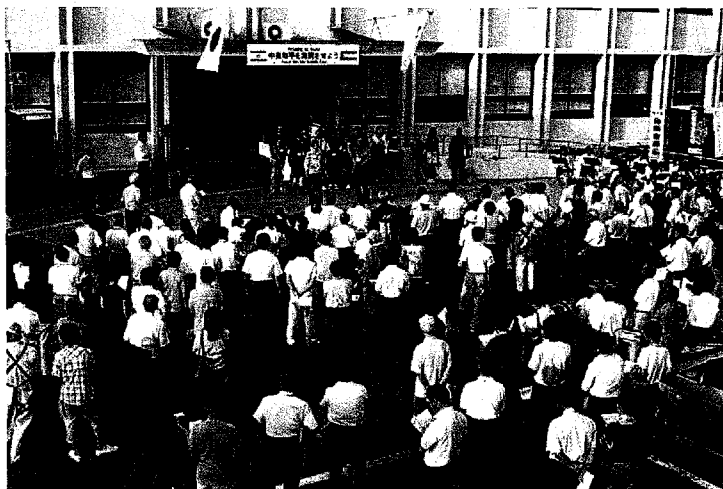
- 2003（平成15）年 綾部市で初開催
- 04（平成16）年 岡山市（自治体協の補助事業に）
- 05（平成17）年 徳島市
- 06（平成18）年 亀岡市＝実施直前に渡航断念
- 07（平成19）年 自治体協役員がイス・パレ訪問
- 08（平成20）年 小金井市
- 09（平成21）年 金沢市
- 10（平成22）年 綾部市
- 13（平成25）年 京丹後市（協議会未加盟自治体）

5 事業内容

招聘自治体内外での交流、文化体験等を通じて、イスラエル・パレスチナ相互の出会いと交わりを大切にするとともに、国際社会や異文化への理解を深める。

- ・ホームステイ
- ・市民集会
- ・イベント参加、文化体験
- ・市内外見学 etc.

中東和平プロジェクト
2010in 綾部



第4号議案

平成27年度収支予算(案)

(自) 平成27年4月 1日

(至) 平成28年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減額	備考
負担金	856,000	881,000	△ 25,000	2県 43市区 15町 計60自治体
繰越金	160,688	109,566	51,122	前年度から
繰入金	820,000	800,000	20,000	世界連邦推進事業基金から
雑収入	312	434	△ 122	預金利子等
合計	1,837,000	1,791,000	46,000	

■支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減額	備考
事務消耗品費	15,000	20,000	△ 5,000	事務用品等
通信費	30,000	50,000	△ 20,000	郵便料等
事業費	820,000	800,000	20,000	世界平和・難民救済募金事務経費 世界連邦推進事業交付金
会議費	400,000	100,000	300,000	理事会・総会関係経費
旅費・交通費	140,000	240,000	△ 100,000	事務局・渉外業務等
情宣費	320,000	550,000	△ 230,000	自治体協新聞作成発行 啓発リーフレット増刷・配布 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 各種普及啓発事業経費 等
負担金	100,000	20,000	80,000	世界連邦日本大会
積立金	10,000	10,000	0	世界連邦推進事業基金に
予備費	2,000	1,000	1,000	
合計	1,837,000	1,791,000	46,000	

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
6,260,613	880,000	820,000	6,320,613

当年度積立 870,000 世界平和・難民救済募金から

10,000 本会計から

当年度取崩 820,000 本会計に繰り入れ事業費に充当

第5号議案

役員改選 (案)

役職	自治体 (都道府県)	首 長 名	備考
会 長	綾部市 (京都府)	山 崎 善 也	
副会長	武蔵野市 (東京都)	邑 上 守 正	
	金沢市 (石川県)	山 野 之 義	
	焼津市 (静岡県)	中 野 弘 道	
理 事	成田市 (千葉県)	小 泉 一 成	
	青梅市 (東京都)	竹 内 俊 夫	
	小金井市 (東京都)	稲 葉 孝 彦	
	福生市 (東京都)	加 藤 育 男	
	輪島市 (石川県)	梶 文 秋	
	宇治市 (京都府)	山 本 正	
	兵庫県 (兵庫県)	井 戸 敏 三	
	神戸市 (兵庫県)	久 元 喜 造	
	岡山市 (岡山県)	大 森 雅 夫	
	広島市 (広島県)	松 井 一 實	
	松山市 (愛媛県)	野 志 克 仁	
	新居浜市 (愛媛県)	石 川 勝 行	
監 事	豊島区 (東京都)	高 野 之 夫	
	亀岡市 (京都府)	栗 山 正 隆	

(平成27年7月10日)

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

昭和50年11月14日改正

昭和60年10月30日改正

平成 2年 7月31日改正

平成15年10月24日改正

平成21年 7月31日改正

平成25年 7月26日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。
- (4) 研究会、講習会の開催。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。

第2章 役員

(役員の構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員の選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。

2 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は理事会に諮って、会長がこれを定め

る。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。

(役員の任務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。

3 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。

4 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問、相談役、参与)

第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、理事会において意見を述べることができる。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(開催)

第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(表決)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 理事会

(招集及び議長)

第17条 理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(理事会の組織)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第19条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第22条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第23条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第24条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第25条 事務局長の任免は、会長が理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第26条 事務局の構成、職務分掌は、理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第27条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員の職にあるものは規約による役員とみなす。

別表（第21条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

（平成2年7月31日改正）

総 会 開 催 状 況

ブロック	開 催 地
北 海 道	
東 北	秋 田 市＝平成2年 福 島 市＝平成8年
関 東	渋 谷 区＝昭和56、62、平成7年 文 京 区＝昭和61年 横 浜 市＝平成元年 武蔵野市＝平成10、24年 千代田区＝平成13年 小金井市＝平成20年、27年
中 部	金 沢 市＝昭和55、平成19、21年 蒲 郡 市＝昭和60年 焼 津 市＝平成4、25年
近 畿	大 津 市＝昭和54年 綾 部 市＝平成5、12年 京 都 市＝平成15、18、22、23年 (主催15宇治、18亀岡、22・23綾部)
中 国	岡 山 市＝昭和51、52、53、63、平成6、16年 広 島 市＝昭和57年（平成26年＝中止） 高 梁 市＝平成11年
四 国	新居浜市＝昭和59年 徳 島 市＝平成14、17年
九 州	長 崎 市＝昭和58、平成3年 熊 本 市＝平成9年

(昭和51年以降)

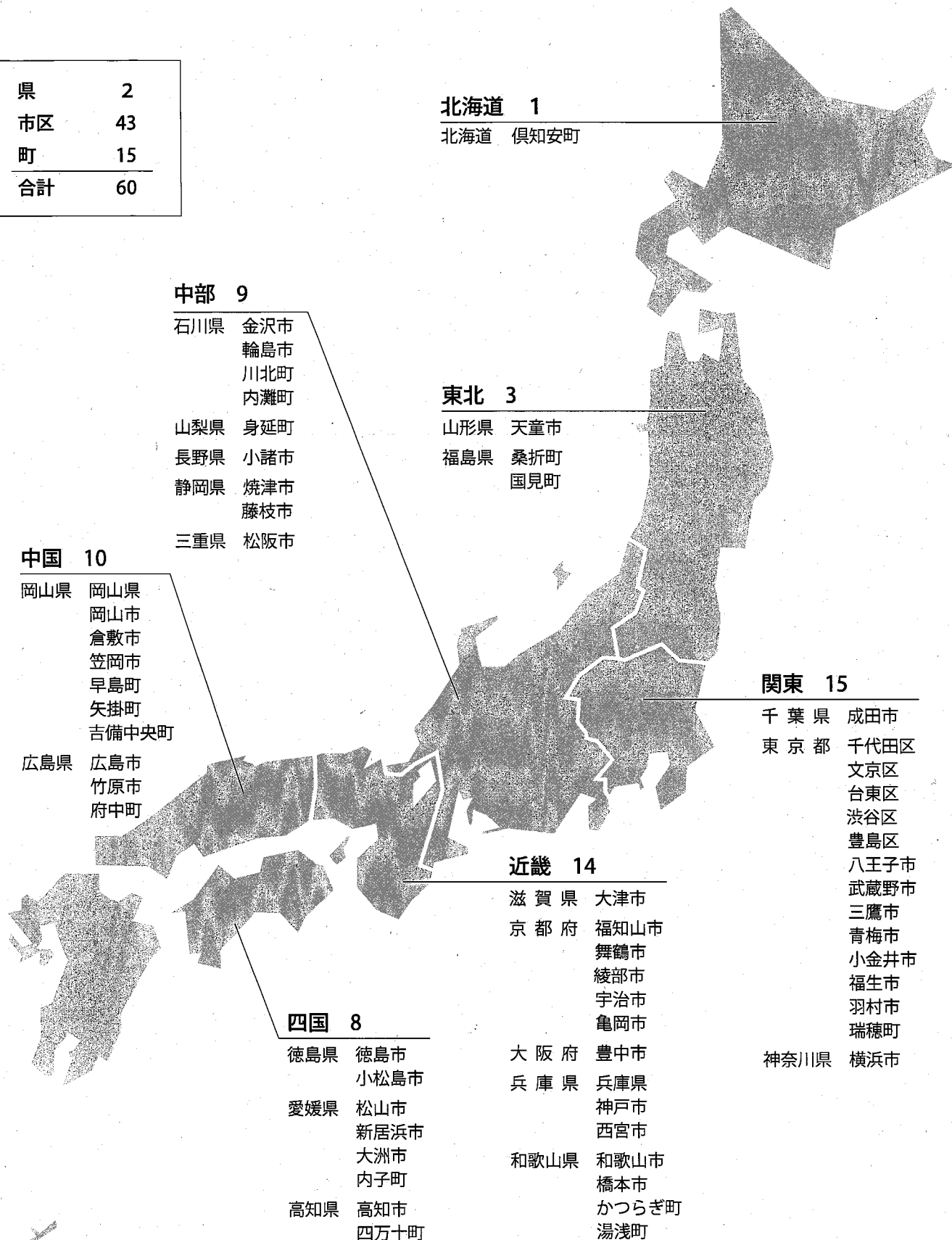
自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日	自治体名	宣言日
北海道	10	文京区	60. 9.30	焼津市	61. 6.15	三郷町	74. 3.15	岩国市	59.12.17
根室市	57. 3.11	台東区	61.12.26	浜松市	69. 3.25	吉野町	74. 3.16	下関市	05.12.21
砂川市	59. 3.30	板橋区	68. 9.30	富士宮市	71. 7. 2	斑鳩町	97. 6.24	徳島県	4
歌志内市	60. 5.14	青梅市	58. 4. 5	藤枝市	78. 1.26	御杖村	83.11.18	徳島県	83. 3.17
赤平市	60. 7.23	三鷹市	60. 3.28	静岡市	05.12.15	和歌山県	13	鳴門市	57.11.28
芦別市	61. 9.25	武蔵野市	60. 6.28	愛知県	3	和歌山県	59.10.10	小松島市	57.12.26
夕張市	86. 3.28	小金井市	60.10. 3	愛知県	63. 9.30	御坊市	58.12.23	徳島市	61. 3.30
上富良野町	60.10.27	立川市	69. 3.27	名古屋	63. 9.18	和歌山市	59.10.24	香川県	6
沼田町	63. 9.28	福生市	70.12.21	蒲郡市	68.10. 5	新宮市	59.11.10	香川県	83.10. 7
倶利伽羅町	73. 6.23	東村山市	73.12.18	三重県	2	有田市	59.12.22	高松市	57.11.18
八雲町	08. 3.21	羽村市	73.12.20	名張市	58. 6.16	橋本市	59.12.24	坂出市	59.12.21
青森県	1	武蔵村山市	74. 6.21	松阪市	05.12.22	紀の川市	07. 3.27	観音寺市	61. 3.24
青森市	61. 6. 9	八王子市	78.12.21	滋賀県	4	湯浅町	57.12.21	善通寺市	69. 7. 5
岩手県	8	小平市	80. 3.25	滋賀県	64. 9.19	美浜町	59. 3.19	琴平町	56. 6. 8
岩手県	71.12.17	町田市	95. 6.29	彦根市	57. 6.24	太地町	59. 4.30	愛媛県	7
盛岡市	58.12.20	瑞穂町	73. 6.27	長浜市	58. 9.26	那智勝浦町	59.12.25	愛媛県	61. 7. 6
宮古市	59. 3.27	神奈川県	4	大津市	69. 3.20	上富田町	60. 3.26	松山市	57.12.15
久慈市	06.12.20	神奈川県	70. 3.27	京都府	9	かつらぎ町	63. 7.31	新居浜市	57.12.20
岩手町	59. 3.16	茅ヶ崎市	62.12.19	京都府	60. 3. 7	鳥取県	4	西条市	57.12.23
紫波町	59. 5.23	横浜市	70.12. 7	綾部市	50.10.14	鳥取県	59. 3.20	大洲市	59. 3.20
雫石町	77.12.22	真鶴町	64. 3.19	亀岡市	55. 6.28	鳥取市	58. 3.29	宇和島市	06.12.22
滝沢村	70. 6.27	新潟県	2	京都市	57.10.18	大山町	55.11. 1	内子町	60. 6.15
秋田県	7	五泉市	61. 1.18	宇治市	60.12.19	三朝町	57. 9.16	高知県	10
秋田県	61. 4. 1	村上市	09. 8.28	福知山市	70. 9.30	岡山県	15	高知県	64. 7. 8
大館市	83. 9. 8	富山県	2	舞鶴市	70.10. 2	岡山県	57. 7. 8	高知市	62. 3.17
鹿角市	89.12.22	富山県	57. 9.27	宮津市	71. 3.29	岡山市	57. 2.26	安芸市	62. 3.17
小坂町	89.12.25	富山市	05.12. 6	南丹市	07.12.21	倉敷市	57. 3.19	室戸市	62. 3.20
東成瀬村	77.12.20	石川県	14	大阪府	7	総社市	57. 4. 9	南国市	65. 3.25
大瀧村	77.12.23	石川県	57.12.16	大阪府	63.10.11	新見市	57. 5.30	土佐市	72. 3.22
上小阿仁村	88.12.22	金沢市	57. 9.26	大阪市	63. 6.25	津山市	58. 1.10	須崎市	72. 9.29
山形県	2	輪島市	57.10. 2	豊中市	64.12.17	笠岡市	58. 5.30	宿毛市	73.12.26
天童市	63. 3.20	小松市	57.12.16	交野市	68. 2.19	玉野市	58. 9.30	土佐清水市	74. 3.29
米沢市	88. 3.23	七尾市	57.12.18	八尾市	83.10. 4	高梁市	58.12.18	四万十町	07.10. 5
福島県	6	羽咋市	57.12.24	岬町	78. 9.28	備前市	59.12.15	福岡県	1
福島県	71. 2.24	加賀市	64. 9.22	太子町	81. 6.25	井原市	60. 7.13	福岡県	58. 3.10
郡山市	71. 6.19	野々市市	84. 3.19	兵庫県	10	矢掛町	57.12. 5	長崎県	3
福島市	73. 3.22	白山市	05. 6.29	兵庫県	63. 3.25	早島町	58. 3.11	長崎県	60. 3.17
桑折町	77. 6.23	津幡町	57.12.18	尼崎市	57. 4.25	和気町	84. 3.22	長崎市	58. 1.18
国見町	77. 9.16	穴水町	57.12.21	姫路市	57. 7.22	吉備中央町	12. 6.26	佐世保市	69. 3.29
川俣町	77.12.23	志賀町	57.12.21	加古川市	58. 6.18	広島県	13	熊本県	6
茨城県	2	川北町	58. 6.25	川西市	59. 1. 1	広島県	59. 3.18	熊本県	59. 3.21
龍ヶ崎市	71. 3.22	内灘町	58.10. 1	西脇市	60. 3.30	広島市	54.10.30	熊本市	59. 3.19
常陸太田市	73.12.19	福井県	2	神戸市	62. 3.23	福山市	56. 3.22	八代市	59. 6.15
埼玉県	3	大野市	60. 3.31	明石市	63. 3. 7	尾道市	57. 9.18	人吉市	59. 7. 8
本庄市	63. 3.11	福井市	60. 6. 7	西宮市	65. 3.30	府中市	58. 4.21	山鹿市	60. 7.15
北本市	86. 6.16	山梨県	1	宝塚市	65. 9.24	呉市	58. 7.23	菊池市	61. 4. 3
上里町	95. 3.24	身延町	69. 8.22	奈良県	13	三原市	58. 8. 6	宮崎県	1
千葉県	2	長野県	3	奈良県	61. 3. 7	庄原市	58. 9.12	宮崎市	04. 6.23
千葉県	61. 7.10	長野県	57.10. 1	天理市	56. 9.28	三次市	59. 3. 3	鹿児島県	1
成田市	58.10.31	小諸市	68. 9.27	奈良市	61. 3.27	大竹市	59. 3.24	喜界町	58. 1.28
東京都	21	軽井沢町	70.12.15	桜井市	73. 9.25	竹原市	59. 5.28		
東京都	63. 2.26	岐阜県	2	五條市	73.12.18	廿日市市	59.11. 9		
千代田区	58. 6.27	岐阜県	68.12. 9	大和郡山市	74. 6.28	府中町	73. 9.27		
豊島区	59. 6.26	神戸町	59. 4.10	三宅町	61. 4.15	山口県	4		
渋谷区	60. 2.10	静岡県	6	田原本町	73.12.15	美祿市	58. 7.28		
中野区	60. 3. 3	静岡県	73. 3.20	川西町	73.12.20	柳井市	58. 8.27		

計 234

(世界連邦宣言自治体全国協議会

調べ＝2015年4月)

県	2
市区	43
町	15
合計	60



世界連邦宣言自治体全国協議会は、全国の自治体が世界連邦・平和宣言を行うとともに、
当協議会に加盟し共に活動を展開することを呼びかけています。

研 修 会

講師：上村 司・外務省中東アフリカ局長

演題「中東情勢から見る世界平和」

上村 司氏（うえむら・つかさ）1981（昭和56）年、東京大学法学部卒業。外務省入省。

2000（平成12）年、中東第一課長に就任。総合外交政策局総務課企画官、南東アジア第二課長を経て2003（平成15）年、駐イラク大使館参事官。

2004（平成16）年から経済協力局政策課長、国際協力局政策課長を経て2007（平成19）年、エジプト公使就任。

2010（平成22）年から中東アフリカ局参事官、同局審議官、領事局長を経て2014（平成26）年から現職。小金井市在住。

